

山口県報

令和2年
10月23日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) 五
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) 五
- 生活保護法の規定に基づく指定辞退の届出 (厚政課) 六
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (二件) (厚政課) 六
- 解除予定保安林 (萩市) (森林整備課) 六
- 公告
公共測量の実施 (監理課) 六
- 選管告示
個人演説会等を開催することができる施設 七
- 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正 (八件) 八
- 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の廃止 一
- 公安委告示
警備員指導教育責任者講習の実施 一



山口県告示第三百六十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年十月二十三日から同年十一月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和二年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日鉄ステンレス株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア
所在地 光市大字島田三四三四番地
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供する湿式集じん施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

オイルセパレーター・中和施設					共同処理施設				脱窒処理施設				"				共同処理施設				
処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		変更後	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更後	
〃	〃	〃	〃	七・四	〃	七・五	〃	八・九	〃	〃	〃	〃	〃	七・二	〃	二	〃	七・五	〃	〃	
九〇五	〃	〃	〃	八・五〇五	〃	八・五〇五	〃	九〇五	〃	〃	〃	〃	〃	五・六	〃	三〇一	〃	八〇六	〃	〃	
一四・五	〃	〃	〃	七	〃	八	〃	一七・二	〃	〃	〃	〃	〃	二二	〃	五三	〃	一五	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	二〇	〃	一〇	〃	二二・七	〃	〃	〃	〃	〃	二七	〃	九七	〃	二〇	〃	〃	
二二・五	〃	〃	〃	一〇・六	〃	一六	〃	九五・四	〃	〃	〃	〃	〃	一五	〃	二五三	〃	三〇	〃	〃	
四〇	〃	〃	〃	三〇	〃	三九	〃	二五〇・一	〃	〃	〃	〃	〃	三〇	〃	三、四三六	〃	四〇	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	四・五	〃	三・八	〃	二二・九	〃	〃	〃	〃	〃	三	〃	五三	〃	五	〃	〃	
六〇	〃	〃	〃	二〇	〃	二・五	〃	三	〃	一四〇	〃	〃	〃	〃	〃	二二二	〃	〃	〃	〃	
一〇一	〃	〃	〃	一六〇	〃	五	〃	六	〃	二二五	〃	〃	〃	〃	〃	二八二	〃	〃	〃	〃	
〇・四	〃	〃	〃	〇・三	〃	〇・三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・五	〃	一・五	〃	七・一	〃	〃	
〇・八	〃	〃	〃	八	〃	〇・六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一	〃	三・五	〃	一五	〃	〃	
一〇、〇一一	一〇、一一二	一〇、一一五	一〇、一二二	一〇、一一五	六四、五六九	六四、四六〇	六四、六一一	六四、五〇二	一一、九八三	一一、〇九六	一一、一六九	一一、二八二	一一、二八九	一一、二八二	一一、一六九	一一、二八二	一一、五六八	一一、六八一	一、九六二	一、九六六	一、九六三
一一、八一三	一三、六五四	一三、六七二	一三、六五四	一三、六七二	七八、三三四	七八、一一五	七八、三六六	七八、一五七	一六、七五二	一六、九七〇	一六、九五九	一七、一七七	一六、九五九	一七、一七七	一六、九五九	一七、一七七	一七、三六二	一七、五八〇	二、八六一	二、八七〇	二、八六二

No. 5 排水口		No. 4 排水口		No. 3 排水口		No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
〃	七・六	〃	七・五	〃	〃	〃	〃	〃	七・四	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	九(五)	〃	八・五(五)	〃	〃	〃	九(五)	八・五(五)	大	最	
〃	一一・六	〃	一一	〃	〃	〃	一四・五	〃	七	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	一四・九	〃	一六	〃	〃	〃	〃	〃	二〇	大	
〃	一四	〃	一六・九	〃	〃	〃	二二・五	〃	一〇・六	通	浮遊物質量 (mg/l)
〃	三六	〃	〃	〃	〃	〃	四〇	〃	三〇	大	
〃	四・四	〃	三・八	〃	〃	〃	〃	〃	四・五	通	鉍油類 (mg/l)
〃	五	〃	二五	〃	〃	〃	六〇	〃	二〇	大	
〃	二〇	〃	六〇	〃	〃	〃	一〇一	〃	六〇	通	窒素 (mg/l)
〃	〇・三	〃	〃	〃	〃	〃	〇・四	〃	〇・三	大	
〃	〇・六	〃	〇・七	〃	〃	〃	〇・八	〃	八	通	リン (mg/l)
〃	六、六九四	〃	一八、三八八	一六、三三八	一六、三三〇	一〇、〇一五	一〇、〇一一	一〇、一一二	一〇、一一五	大	
〃	一〇、〇〇九	〃	二七、三〇九	二〇、六三三	二〇、五九四	一二、六四七	一二、六二四	一四、六二一	一四、六三九	通	排水の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	大	

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

〃		〃		〃		〃	
処理後		処理前		処理後		処理前	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一六、三三八	一六、三三〇	一六、三三八	一六、三三〇	一〇、〇一五	一〇、〇一一	一〇、〇一五	一〇、〇一一
一九、三一一	一九、二七二	一九、三一一	一九、二七二	一一、八三六	一一、八一三	一一、八三六	一一、八三六

No.10 排水口		No.9 排水口		No.8 排水口		No.7 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	六・二	〃	八	〃	〃	〃	八・二
〃	八・五	〃	九・五	〃	〃	〃	八・五
〃	二	〃	一〇	〃	〃	〃	二
〃	五	〃	二〇	〃	〃	〃	三
〃	一	〃	四〇	〃	〃	〃	四
〃	五	〃	四〇	〃	〃	〃	九
〃	〇・五	〃	五	〃	〃	〃	検出せず
〃	三	〃	五	〃	〃	〃	二
〃	〇・二	〃	一〇	〃	〃	〃	四
〃	〇・二	〃	一	〃	〃	〃	〇・二
〃	〇・四	〃	二	〃	〃	〃	〇・四
〃	二二〇	〃	一	〃	〃	〃	一七五、二〇〇
〃	二二〇	〃	四三〇、〇〇〇	〃	〃	〃	一七五、二〇〇
〃	二二〇	〃	〃	〃	〃	〃	一七五、二〇〇
〃	二二〇	〃	〃	〃	〃	〃	一七五、二〇〇

山口県告示第三百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
くろいし眼科		宇部市大字東須恵一九六六の一	令和二、	八、三一
はりま内科胃腸科		大字西岐波一八八六の五	〃	〃
うえだ内科・循環器クリニク		防府市岸津一丁目一八番六号	〃	〃
かずき歯科クリニク		緑町一丁目八番三号	平成二七、一一、	八
友村歯科医院		周南市若宮町二丁目二四	令和二、	八、三一
桜木調剤薬局		桜木二丁目六番六号	〃	〃

山口県告示第三百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助の

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 機	在 地	指 定 年 月 日
くろいし眼科		宇部市大字東須恵一九六六の一	令和二、	九、一
うえだ内科・循環器クリニク		防府市岸津一丁目一八番六号	〃	〃
さわのもり歯科クリニク		宇部市大字東岐波二二五四の一	〃	一〇、
かずき歯科クリニク		防府市緑町一丁目八番三号	平成二七、一一、	九
友村歯科医院		周南市若宮町二丁目二四	令和二、	九、一
としみつ歯科医院		大字久米二八〇一の五	〃	一〇、
厚狭駅前歯科医院		山陽小野田市大字厚狭一九の二	〃	〃
エイト薬局		光市光ヶ丘三番三号	〃	〃

指定訪問看護事業者等
主たる事務所の所在地
訪問看護ステーション等
所在地
指定年月日

合同会社看	山陽小野田市柿	訪問看護ステーション	山陽小野田市住	令和二、
	の木坂三丁目一	シヨンゆとり	吉本町一丁目五	一〇、
	六番三号		番一五号	一

山口県告示第三百六十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和二年十月二十三日

医療機関名	所在地	指定辞退年月日
東洋鋼鈹診療所	下松市大字東豊井二二八九の一	令和二、九、三〇
山口県知事	村岡 嗣政	

山口県告示第三百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年十月二十三日

居宅介護事業者 氏名又は 氏名又は たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	事業の 所在地	事業の 種類	指定年月日
吉武 孝二	山陽小野田市 大字厚狭一四 四三の五	さんよう薬局	居宅療 養管理 指導	令和二、 五、一
医療生活協同 組合健文会	宇部市五十目 山町一六番二 三号	協立デイサー ビスふじやま	宇部市東平原 二丁目九番八 号	認知症 対応型 〃 八、 〃

山口県告示第三百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

介護予防事業者 氏名又は 氏名又は たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名称	事業の 所在地	事業の 種類	指定年月日
吉武 孝二	山陽小野田市 大字厚狭一四 四三の五	さんよう薬局	介護予 防居宅 療養管 理指導	令和二、 五、一
医療生活協同 組合健文会	宇部市五十目 山町一六番二 三号	協立デイサー ビスふじやま	宇部市東平原 二丁目九番八 号	介護予 防認知 症対応 型 〃 八、 〃

山口県告示第三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和二年十月二十三日

解除予定保安林の所在場所	解除の理由
萩市大字椿東字大渡一〇七二七の一	一 保安林として指定された目的 魚つき
	二 解除の理由 道路用地とするため
	三 解除の理由 （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）



(三三八) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知が

ありました。

令和二年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

下松市望町一丁目、望町二丁目、望町三丁目及び望町四丁目

三 作業の期間

令和二年十月十五日から令和三年二月二十八日まで



山口県選挙管理委員会告示第七十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

令和二年十月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
宇部市東岐波ふれあいセンター	宇部市大字東岐波三八二九	令和二、四、三
宇部市西岐波ふれあいセンター	床波六丁目五番二三号	〃
宇部市隣保館厚南会館	厚南北一丁目二番二四号	〃
宇部市原ふれあいセン	大字妻崎開作一九九〇	〃
宇部市厚東ふれあいセン	大字棚井六八の二	〃
宇部市二俣瀬ふれあいセン	大字車地一七三	〃
宇部市小野ふれあいセン	大字小野八二九四の四	〃
宇部市船木ふれあいセン	大字船木一七九の一	〃

山口市大殿地域交流センター	山口市大殿大路一二〇の四	平成二、三、二四
山口市白石地域交流センター	本町一丁目一番二五号	〃
山口市湯田地域交流センター	湯田温泉五丁目五番五〇号	〃
山口市仁保地域交流センター	仁保中郷一〇四一	〃
山口市小鯖地域交流センター	小鯖二五一九	〃
山口市大内地域交流センター	大内矢田北一丁目一〇番一一	〃
山口市宮野地域交流センター	宮野下三〇五四	〃
山口市吉敷地域交流センター	吉敷佐畑一丁目四番一号	〃
山口市平川地域交流センター	平井一六六五	〃
山口市大歳地域交流センター	矢原一四〇七の五	〃
山口市陶地域交流センター	陶二五九五	〃
山口市鑄銭司地域交流センター	鑄銭司五四三五の一	〃
山口市名田島地域交流センター	名田島一二一八の一	〃
山口市二島地域交流センター	秋穂二島五九九〇の一	〃
山口市嘉川地域交流センター	嘉川四六五一の一	〃
山口市佐山地域交流センター	佐山二七二六の一	〃
山口市小郡地域交流センター	小郡下郷六〇九の一	〃
山口市阿知須地域交流センター	阿知須二七四三	〃
山口市徳地地域交流センター	徳地島地九六の第二	〃
山口市徳地地域交流センター	徳地河内一六二九の一	〃
山口市徳地地域交流センター	徳地八坂九七五	〃

山口市徳地域交流センター 袖野分館	徳地域谷三四九の二	〃	〃	〃
山口市阿東地域交流センター	阿東徳佐中三四二五の一	平成二二、	一、二二	〃
山口市阿東地域交流センター 生雲分館	阿東生雲中一八八の二	〃	〃	〃
山口市阿東地域交流センター 地福分館	阿東地福上一六九七	〃	〃	〃
山口市秋穂地域交流センター	秋穂東六八二三の一	〃	三、二三	〃
萩市福栄コミュニティセンター	萩市大字福井下三九九六の六	令和二、	六、四	〃
美祿勤労者総合福祉センター	美祿市大嶺町東分四一八の八	平成一八、	四、一	〃
美祿市美東センター	美東町大田六一七〇の一	平成二〇、	三、二二	〃
赤郷交流センター	美東町赤四二五	〃	〃	〃
綾木ふるさとセンター	美東町綾木二四三七	〃	〃	〃
真長田定住センター	美東町真名五二九	〃	〃	〃
美祿市美東体育館	美東町大田六二二一	〃	〃	〃
美祿市秋芳体育館	秋芳町秋吉五三三七	〃	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第八十号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成七年山口県選挙管理委員会告示第十五号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

「岩国市小瀬供用会館 岩国市大字小瀬二八五の二」を
「岩国市小瀬供用会館 岩国市小瀬二八五の二」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第八十一号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成七年山口県選挙管理委員会告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

「錦町高齢者コミュニティセンター」を
「錦町高根二十一世紀センター」の「 〃 大字宇佐郷一〇五〇」に改める。
「錦町高根二十一世紀センター」を
「錦町高根二十一世紀センター」の「 〃 大字宇佐郷一〇五〇」に改める。
「錦町高根二十一世紀センター」を
「錦町高根二十一世紀センター」の「 〃 大字宇佐郷一〇五〇」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第八十二号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成七年山口県選挙管理委員会告示第五十一号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

「美和町老人福祉センター」を
「美和町老人福祉センター 一 玖珂郡美和町大字西畑一三七の」に改める。
「美和老人福祉センター 岩国市美和町西畑一三五の一」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第八十三号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第十六号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

「玖珂町こどもの館」を
「玖珂町こどもの館 玖珂郡玖珂町五三三〇」に改める。
「玖珂こどもの館 岩国市玖珂町五三三〇」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第八十四号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

南桑基幹集落センター	〃	〃	大字南桑二四二〇	〃	〃
美川町林業センター	〃	〃	大字根笠五九八	〃	〃
上関町福祉センター	〃	〃	熊毛郡上関町大字長島四九〇四	〃	〃
「上関町福祉センター」	〃	〃	熊毛郡上関町大字長島四九〇四	〃	〃
め、					
「伊賀地多目的集会所	〃	〃	佐波郡徳地町大字伊賀地七四五	〃	九、六
徳地町老人福祉セン	〃	〃	大字島地二〇九七	〃	〃
ター	〃	〃	大字堀一五三三	〃	〃
徳地町山村開発セン	〃	〃	〃	〃	〃
ター	〃	〃	〃	〃	〃
大海総合センター	〃	〃	吉敷郡秋穂町東一一三〇の五	〃	四、二四
前畑公民館	〃	〃	小郡町大字上郷七三一の	〃	七、一七
新町東公民館	〃	〃	〃	〃	〃
八方原公民館	〃	〃	〃	〃	〃
新町西区公民館	〃	〃	〃	〃	〃
岩屋公民館	〃	〃	〃	〃	〃
蔵敷公民館	〃	〃	〃	〃	〃
東津公民館	〃	〃	〃	〃	〃
長い矢公民館	〃	〃	〃	〃	〃
柏崎・新開公民館	〃	〃	〃	〃	〃
山手下公民館	〃	〃	〃	〃	〃
柳井田区公民館	〃	〃	〃	〃	〃
大正下公民館	〃	〃	〃	〃	〃
明治北区公民館	〃	〃	〃	〃	〃
小郡町集会所	〃	〃	〃	〃	〃

明治東公民館	〃	〃	〃	〃	〃
明西会館	〃	〃	〃	〃	〃
長谷西区公民館	〃	〃	〃	〃	〃
津市下公民館	〃	〃	〃	〃	〃
金堀公民館	〃	〃	〃	〃	〃
小郡町駅南集会所	〃	〃	〃	〃	〃
小郡町老人福祉セン	〃	〃	〃	〃	〃
ター	〃	〃	〃	〃	〃
小郡町立上郷児童館	〃	〃	〃	〃	〃
鴨生原公民館	〃	〃	〃	〃	〃
東条公民館	〃	〃	〃	〃	〃
縄田コミュニティセン	〃	〃	〃	〃	〃
ター	〃	〃	〃	〃	〃
西条公民館	〃	〃	〃	〃	〃
浜公民館	〃	〃	〃	〃	〃
砂郷公民館	〃	〃	〃	〃	〃
飛石公民館	〃	〃	〃	〃	〃
沖の原公民館	〃	〃	〃	〃	〃
岩倉公民館	〃	〃	〃	〃	〃
且公民館	〃	〃	〃	〃	〃
岡公民館	〃	〃	〃	〃	〃
浜表公民館	〃	〃	〃	〃	〃
赤迫公民館	〃	〃	〃	〃	〃
井関公民館	〃	〃	〃	〃	〃
野口公民館	〃	〃	〃	〃	〃
河内公民館	〃	〃	〃	〃	〃
源河公民館	〃	〃	〃	〃	〃
向井関仙在公民館	〃	〃	〃	〃	〃
引野公民館	〃	〃	〃	〃	〃
阿東町嘉年基幹集落セ	〃	〃	〃	〃	〃
ンター	〃	〃	〃	〃	〃
阿東町山村開発セン	〃	〃	〃	〃	〃
ター	〃	〃	〃	〃	〃

を削

長門峡自然休養村管理センター
阿東町老人福祉センター
大字生雲東分七六〇
大字地福上一六九〇

山口県選挙管理委員会告示第八十五号

個人演説会等を開催することができるとする告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

「本郷村山村センター」の「玖珂郡本郷村大字本郷二〇八七」を「本郷山村センター」に改める。
岩国市本郷町本郷二〇八七の一

山口県選挙管理委員会告示第八十六号

個人演説会等を開催することができるとする告示（平成十二年山口県選挙管理委員会告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

「美和町文化会館」の「玖珂郡美和町大字洪前一七五一」を「美和文化会館」に改める。
岩国市美和町洪前一七五一

山口県選挙管理委員会告示第八十七号

個人演説会等を開催することができるとする告示（平成十六年山口県選挙管理委員会告示第百二十四号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

「周東南総合センター多目的ホール」の「玖珂郡周東町大字上久原一〇七五の二」を

「周東南総合センター多目的ホール」に改める。
岩国市周東町上久原一〇七五の二

山口県選挙管理委員会告示第八十八号

個人演説会等を開催することができるとする告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第八十九号）は、廃止する。

令和二年十月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎



山口県公安委員会告示第四十五号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和二年十月二十三日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）
令和二年十一月三十日（月曜日）から同年十二月四日（金曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月七日（月曜日）の午前九時から午後六時二十分まで

イ 追加取得講習（講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）
令和二年十二月三日（木曜日）及び同月四日（金曜日）の午前九時から午後五時三十分まで並びに同月七日（月曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会

館)

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第一号に規定する業務（以下「第一号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員 二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

令和二年十一月九日（月曜日）から同月十三日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）

(二) 二の(一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第一号警備業務従事証明書」という。）

二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書

(三) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては四万七千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては二万三千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。